

發行所 豊島區役所
豊島區袋一丁目六四二番地
編集 伊藤専成
電話大塚(86)1006・1101-5
頒價一部 金五圓

豊島區政

二五二八

「全國清掃美化運動」

今回厚生省主催のもとに全国的な運動行事として公衆の生活環境の衛生的管理とその改善向上を図る主旨を以つて全国的に都市美化の實を強力に擧げるため、来る五月十六日より二十二日まで七日間を「全國清掃美化運動強調期間」とし各界の積極的協力によつて所期の目的を達成しようと言ふのである。

この運動實施に當つては、主催者側の運動實施要綱なるものに基き、地方の實情に照した計費を、各都道府縣市町村別に任意樹立し、これら各級の運動を通じて國民の自覺を促し廣く民衆運動をもつて、國民の健康にして文化的な生活を確保し延いて民心の作興と、祖國の復興に寄與せんとするものである。

この週間行事に對する中央の實施要綱なるものは概要次の如きのである。

一、主旨
これについては前記に述べた通り。

二、名稱
本運動は「全國清掃美化運動」と稱し、厚生省、都道府

縣、都市清掃協會の主催による。

三、期間
自五月十六日
至五月二十二日
四、行事日程その他
週間日程
家庭清掃の日十六日(月)
屋内外の清掃、薬劑撒布
下河川清掃の日十七日(火)
道路公園清掃の日十八日(水)
清掃の徹底、塵芥の處分
空地清掃の日 十九日(木)
堆積塵芥の處分、塵芥投棄

區政の動き

◎經濟委員會
四月二十六日、ミソ醤油登錄
特に關する件
◎全員協議會
四月二十八日教育課職員に
關する件

「交通道徳昂揚週間」

このたび警視廳主催のもとに五月十二日より十八日まで一週間を、「交通道徳昂揚週間」と定め、日々起る交通事故の慘事より都民を守るために、各人の積極的な協力によつて、文化國家再建に邁進する我が國の首都に相應しい、美しく明朗な交通秩序を街に具現しようと言ふのが主眼である。

このたび警視廳主催のもとに五月十二日より十八日まで一週間を、「交通道徳昂揚週間」と定め、日々起る交通事故の慘事より都民を守るために、各人の積極的な協力によつて、文化國家再建に邁進する我が國の首都に相應しい、美しく明朗な交通秩序を街に具現しようと言ふのが主眼である。

今回の實施期間に當つては、昨前以上に頻繁を極める現下

の交通状況に鑑み、寸秒の不注意等から生ずる奇禍の徹底的な撲滅を、都民に喚起せしめると同時に、老幼婦女子等に對する格別な保護の念を涵養するに當り、これが具體的實施方策としては、新聞報の、學校、會社各團體は勿論のこと各職場、映画、演劇、ポスターなどを通じて一般家庭の隅々まで浸透させ、これに加ふるに各關係者方面の万全な協力を相俾つて所期の目的を遺憾なく達成しようと言ふのである。

◎憲法發布記念式典
五月三日區議會議場に於て記念式典を舉行 出席人員四十名、區長式辭、議長祝辭があつて午後四時萬歳を三唱して散會。

孤兒たちに温い手を差しのべませう

「兒童福祉週間」の行事
一日里親運動の實施
上野や有樂町等の盛り場から收容施設へ度々收容された孤兒たちがあつたのは既に新聞などで報道されている通りです。豊島區も池袋の歡樂街でもつてゐるので、孤兒等がかなり集つて來ますが、池袋警察署と區役所と合同で、これらの子供等を採り出しては收容施設へ送つてゐます。然しその子供等の中には、二度も三度も收容所から逃げ出して來てゐるものが多い。

その原因は施設そのものが悪いのではなく、肉身の情愛に飢えて、集團的な規律ある生活を嫌ひ、そのため街の人々や、食物や衣類と共に與へられる情愛を求めて逃げ出すのであるといふことが、兒童等の言葉によつて知ることが出來ました。従つて「里親制度」が設けられ、孤兒等に家庭的な生活を與え、健全な成長をなさしめようとする當局は努力して來たのですが、まだ一般からの理解と協力を得ることが足りない現状です。

それは食糧不足や責任の重里親を希望する家庭が極めて少ない理由であると考えられます。

五月五日から十一日迄「兒童福祉週間」が實施されたが、これを機会に、「一日里親」を一般家庭にお願ひしてゐます。

この一日里親制度の趣旨は一日だけ兒童を招待して生活を共にし、家庭的な雰囲気と刺戟を與える事にあります。更に又「里親」を開拓することにもなり、一般家庭に兒童福祉精神の普及と兒童の個性確立による輔導の一助にもなると考えられるのであります。

一日里親は區役所民生館に居る兒童福祉司と各町毎に居る兒童委員が、適當と見られる家族にお奨めに參上することになつてゐます。また自發的に招待を希望して下さる家庭には御希望により兒童福祉司と、兒童委員が、適當な施設や、兒童を斡旋することになつてゐます。尙兒童の送迎は招待して下さる家庭でして、戴くことになつてゐますが、施設の職員や斡旋者が協力することになつてゐます。

次に招待(一日里親)の時間ですが、一回凡そ二時間から八時間までの間で、原則として外泊しないことになつてゐます。

招待をして下さる側にお願ひすることは、物質的な豊かさよりも家庭的な愛情を與え家族の一員として招待して戴きたいことです。(費用は原則として招待者負擔)

「一日里親」の申込については御相談は、區役所民生課社會係へお出下さい。

(兒童委員は民生委員が兼務してゐますからその方へ申込まれても結構です)

第七出張所建つ

第七出張所は一昨年町會の廢止の時急場凌ぎに准名町小學校前の警防團倉庫を改造して執務してをりましたが、何分にも手狭なために、殊に雨風の日は區民に迷惑をおかけすることは申さなく、又宿直の設備もないため盜難事故さへ發生し區も區民も恐々たる有様でありました。

この實狀から區では急遽新築計畫を進め、地元には第七出張所建設協賛會の發足を見區民の援助により私達の臺所に直結する出張所として建設することになりました。新總舎は、木造平家瓦葺で、敷地も現在の場所より一丁程離れた處(准名町六ノ二二八四)に八十坪、建坪は二六坪、總工費は六〇萬圓位で、竣功の上は區民への奉仕を第一義として、區と區民の繁榮のために挺身したいと職員一同張切つてゐます。

婦人運動指導者 研究會開催

五月十四日午後一時より豊島區役所委員會室に於て婦人協賛會及區役所主催で婦人運動指導者研究會を開催し種々討議を行ふことになつてゐる。當日は經濟界の泰斗前田梅松先生をお招きして講演を聞くことになつてゐる。日本復興に經濟九原則が強力に實施さ

れつゝある今日婦人の經濟に關する智識がたおくれのかたちにあるのは誠に遺憾であるので先生の講演を聞き大いに啓蒙され婦人の地位向上に資することは誠に有意義なことであると思ふ。

『異國の丘』に未だ残つてゐる もとの軍人以外の方とその家族の方々に

今年一月から種々な手當が出ることになりましたから次ぎのことをよくよんで手続して下さい。

●特別未歸還者

もとの陸海軍に屬していな者で昭和二十年九月二日から引き續き海外に在つてまだ歸國せず、且つソビエト連邦において未復員者と同様の實情にあるものつまり運に抑留されてゐる一般邦人のこととす。

●給與の種類

未歸還者には、俸給、扶養手當、歸郷旅費、遺骨埋葬費(以上一般給與) 療養費、障害一時金、埋葬費(以上災害給與)の七種であります。

●給與するところは

現住所の區役所の民生課社會係です。詳細についてはお問合せ下さい。

●扶養手當はいくら位か

扶養手當の額は、月當り六百圓、その他扶養親族一人について四百圓です。六月末日までに届ければ一月にさかのぼつて支給される、届出の方法は扶養親族申告書を區役所に出すので

す。特別歸還者とは未歸還中自己の責に歸し得ない事由に基く傷病により歸國後療養を必要とする人をいいます。特別歸還者には昭和二十三年十二月二十九日から向ふ二年間必要な療養費が支給されます。國立病院、療養所で現に療養中の方は院長、所長、にその他の人は區役所で手続をとつて下さい。特別歸還者に該當された方で、既に傷病が治つてゐるがあとに障害が残る方は、その程度に應じて障害一時金が支給されます。特別歸還者として療養費を受けてゐる方で、治つて障害の残る場合にも同様障害一時金が支給されます。

茶話

金と遊びは誰でも望むところではない。人間にとつては危険であり又刃呑である。もし不幸にして金持の家庭に生まれ、遊蕩の時間のある境遇にある人なんかはいつの間にか墮落して行くことだらう

『子ども』銀行が出事しました

親和青童會兒童部より

わたたくし達わ、わたたくし達のおこづかいを貯めて、自分の銀行を創め大人に負けな少しくも喰ひ止め度いと思つて、皆んなで『子供銀行』を造りました。

「子供銀行」は、次の様にして造られて居ります。

- 1 本店と支店の名稱
- 2 本店は、帝國銀行池袋支店
- 3 支店は、親和子ども銀行
- 4 營業場所は 池袋五丁目一九九の都管住宅に住む、お友達の家などを使ひます。
- 5 營業時間は まだ、決定いたしませんが大體學校の授業が了つてから、開店したいと思ひます
- 6 銀行員は 全部で七名を選挙によつて決めました。
- 7 支店長は 富田宏君に決り、その日の銀行の一日を、間違ひ無く送るために、皆んなを監督します。
- 8 窓口係は 石川準一君でお客様さんから金銭を直接に取扱ひます。
- 9 原簿係は 荒金俊一君で、金銭の出し入れを原簿と言ふ帳面に記入します。
- 10 勘定係は 井上千恵子さんで閉店後その日に出入し入れた金銭と

原簿を照らし合せ調べます。預ける方法 毎日支店(子供銀行)で取扱ひ十日に一度本店(帝國銀行池袋支店)に預金致します。

10 引出す方法 支店長に申告して認可を得て、支拂ひを致します。

11 利息 利息は、銀行員も入れた子供會にはかり、銀行や他の品物に充てます。

12 その他 預金者は現在三五名ありますが、近い中に六〇名内外になるものと思ひます。銀行が出来たのは今年の四月で豊島區内ではわたたくし達の銀行が子供だけの銀行として初めて造られたもので今後皆さんのお力によつて立派に伸びて行き度いと希つてゐます。

なお充分にわからないことは、區役所の總務課區民係でお尋ね下さい。

多忙なナトコ 映寫機

去る二月一日より隔月毎に區内を巡回開始したナトコ映寫機は日曜祭日も晝夜を分たず區民にアメリカ知識の普及と文化の昂揚に多忙な活躍を續けて居る。二月は公立の小學校を對象として延映寫時

間一三八時間、上映個所二九ヶ所、上映回数六一回、總觀覽人員は一六、八四八名であつたが、四月からは要望に應えて各種團體に開放した結果延映寫時間、一四三時間 上映個所数、三三ヶ所 上映回数、六六回 延觀覽人員二〇、九六七名となつた。

今後軍政部としても、音楽映画、ニュース類をライブラリーに配給する意向もあり、十八萬區民に親しめるナトコとなるであらう。今後盛々申込の激増が豫想されるので區としても豊島區に一臺専屬に置き何時にても區民の要望に應えられる様目下關係方面に要請中である。

こどもの日記念 子供藝能大會開催

國民の祝日として制定されてより初めての五月五日子供の日を迎へ、本區に於ては、區内各子供團體の協力を得て當日午前八時半より要町小學校講堂に於て、子供藝能大會を開催、審査員五氏の審査投票に依り、次の通り一位より三位までにそれ、授賞、尙お、豊島新聞社よりも副賞が贈呈された。

一位 新 緑 會 (ジュンプレヒコル 時)

二位 どんぐりグループ (兒童劇 四辻のピツポ)

三位 長崎スリーエツチ (兒童劇 虹) クラブ

要保護者への福音

保険指導票の交付

児童福祉法第十九條によつて妊産婦及び乳幼児は保健指導を受けなければならないが、保健指導を受ける費用を負担することができない要保護者には保健指導票が交付される。保健指導票は民生館所で交付する。この保健指導票を、保健所、都立病院都立産院又は指定醫師及助産婦に提示すれば、無料で取扱つてくれる。詳細は児童委員(民生委員)又は民生館所に問合せ下さい。

幸福は健康から

皆さんのお家庭をよりよい幸福にするにはどうすれば良いでせうか、それはお家庭から一人も病人を出さぬことです。いつも明るくすることです。そろそろ梅雨期も近づきます。そろそろ梅雨期も近づくと、初夏にかけては身體の變調を招き易い季節です。草木がめ出下さい。

◆診察日は次の通りです。

曜日	時間	診療内容
月	午前10時30分迄	健康相談指導 レントゲン精密検査 寄生虫卵検査
火	午後2時30分迄	性病相談指導治療 レントゲン集團検診 氣胞
水		妊産婦指導治療 レントゲン集團検診 氣胞
木		性病相談指導治療 性病相談指導治療
金		健康相談指導 レントゲン精密検査
土		健康相談指導 レントゲン精密検査

主婦の店「お知らせ」

主婦連合會の主催による「主婦の店」選定運動は區役所及び區經濟委員會、物價監視委員會等の協力のもとに、區内の主婦の人々に投票して戴き、主婦連合會に於て左記の店舗が當選されましたのでお知らせします。

- ※ 八百屋 池袋六ノ一九〇三
- 安八百 橋本 武治
- 丸大 権名町七ノ三八六四
- 並木 半三
- 肉店 長崎一ノ三二
- 美濃屋 布施 武雄

夏時間變る

若葉もやうやく青葉となつた今日此の頃、午後の陽ざしは初夏を告げる。區役所も四月二日より夏時間と變つて執務してをりましたが、五月一日より午前八時三十分から午後五時十五分迄と變更になりました。

戸籍簿焼失による再製について

昭和二十年四月十四日戦災によつて、廳舎が全焼した時に戸籍簿の一部を焼失致しました。其の後大部分は再製しましたが、まだ少数でありました。一部申告のない爲に未了の分があります。つきましては左記に該當される人でまだ申告してない方は至急戸籍係へ申出て下さい。

- 1、昭和二十年三月より四月十三日迄に家督相續の届出をした方。
- 2、右期間内に轉籍又は分家により豊島區に籍が移つた方。

※ うよてたりもを區島豊大で税納 ※

今月の納税は

家屋税及同附加税	自動車税	電話加入権税	原動機税同附加税	自轉車税	荷車税	金庫税	使用人税	犬税
----------	------	--------	----------	------	-----	-----	------	----

納期は五月末日まで

←うせまり守を日期納税▶

東京軍政部の移轉

東京軍政部の事務所が移轉になりました。

新 千代田區丸ノ内二ノ八
三 千代田區丸ノ内二ノ一四
電話(26)七、六〇五(受付)

戸籍問答(二)續

問(5)母が離婚後に生れた子の届出はどこに出すか、又身分はどうなりますか。

答 出生の届出はすべて生れたところの市區町村役場に出します。離婚後三百日以内に生れた子は嫡出子になります。この場合親権を行ふ者は母です。父母が協議で父を親権者に定めることも出来ます。なお協議が調わないときは家庭裁判所の審判で定めます。

問(6)兄の子があるが父母ともに死亡したので自分の養子としたいがその手続きはどうすればよいか。

答 養子となる者が未成年の場合は家庭裁判所の許可を得て養子縁組届出をすればよい。又十五年未満の場合には法定代理人、後見人を家庭裁判所で選任して貰ふから代つて縁組の承諾をして届出する。

問(7)筆頭者が死亡したが長男はそれ以前に死亡してゐます、長男の遺妻と孫二人がおりますが遺産の相続はどうなりますか。

答 孫は代襲相続人になり、長男の遺妻は二人で均分に相続することになります。遺妻については代襲相続は認められてゐません。

アイスクリーム直賣店
雪印

甘味の店

ト キ ハ

電話(86)2050番
池袋東口 日勝館前

ラジオと電氣器具の御用は

株式會社 古賀ラヂオ電氣商會

電話(86)1541
池袋東口 日勝館前

